

当初設計書 設計委託費  金 ( ) 円也 (消費税及び地方消費税額)	設 計		精 算	
起工番号 : 道維(委)第2号 業務名 : 西鉄久留米駅東口広場外清掃業務委託 設計部課名 : 都市建設部 公園土木管理事務所 業務場所 : 久留米市 天神町外 地内 履行期間 : 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで				
設 計 の 概 要	西鉄久留米駅東口広場 日常清掃(アスファルト路面部) 36月 日常清掃(公共歩廊タイル部) 36月 日常清掃(緑地帯、側溝部) 36月 定期清掃(公共歩廊部水洗い) 30回  西鉄花畑駅ペDESTリアンデッキ 定期清掃(床面部、壁面部) 12回			

# 本委託費内訳表

費目 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
西鉄久留米駅東口広場					
	1	式			
日常清掃(アスファルト路面部)					
1,112㎡/回	36	月			
日常清掃(公共歩廊タイル部)					
5,716㎡/回	36	月			
日常清掃(緑地帯、側溝部)					
504㎡/回、塵芥処理及び除草作業含む	36	月			
定期清掃(公共歩廊タイル部) 10回/年					
5,716㎡/回	30	回			
諸経費					
消耗品費・廃棄物処理費等含む	36	月			

# 本委託費内訳表

費目 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
西鉄花畑駅ペDESTリアンデッキ	1	式			
定期清掃(床面・壁面) 1回／四半期 652m <sup>2</sup> ／回	12	回			
諸経費 消耗品費・廃棄物処理費等含む	12	回			
小 計	1	式			
委託費計	1	式			千円未満切捨て
消費税相当額	1	式			
合 計					

## 西鉄久留米駅東口広場外清掃業務委託仕様書

本仕様書は、下記に示す西鉄久留米駅東口広場外の清掃業務についての仕様を示すものである。

### 1. 清掃委託施設及び区域

西鉄久留米駅東口広場 久留米市 天神町 地内（別紙区域図添付）  
西鉄花畑駅<sup>ペデストリアンデッキ</sup> 久留米市 西町 地内（別紙区域図添付）

### 2. 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3. 清掃業務の概要

- (1) この清掃業務の委託は別紙契約書に基づき上記施設の清掃を行なうものである。
- (2) 受注者は、施設的美観保持について善良な管理者の注意をもって受注業務を遂行するものとする。
- (3) 受注者は、毎日1回の日常清掃、年10回・四半期1回の定期清掃及び、発注者が特に指示する日の清掃を行なうものとする。
- (4) 作業に使用する用具はすべて受注者が用意するものとする。

### 4. 作業要領

#### (1) 西鉄久留米駅東口広場

- ・日常清掃は毎日1回午前9時より午後5時までの間に実施し広場、道路、公共歩廊（デッキ）周辺を清掃し、ゴミ箱、吸い殻入れ、デッキの排水目皿、及び排水管の清掃を行なうものとする。
- ・定期清掃は年10回発注者の指示に従い日常清掃と併せて実施し、タイル部分、分離柵、ベンチ、案内板等水洗いし、モップまたは雑巾類により拭きあげること。また、タイル部分の汚れが目立つ箇所は、デッキブラシ等で清掃を行うこと。
- ・チラシ、吸い殻等集められたゴミは適宜回収し処分すること。

#### (2) 西鉄花畑駅<sup>ペデストリアンデッキ</sup>

- ・定期清掃（四半期1回）は6月、9月、12月、3月に実施すること。
- ・通路部及び排水溝の清掃は、固着物（ガム）や粉塵をあらかじめ除去し、洗剤を塗布し、ポリッシャーにて洗浄する。また、機械洗浄後は、モップまたは雑巾類により拭き上げること。
- ・壁面部の清掃は、手摺り・壁面部の固着物や粉塵をあらかじめ除去し、洗剤洗浄を行い、雑巾類により拭き上げること。

## 5. 作業計画及び報告

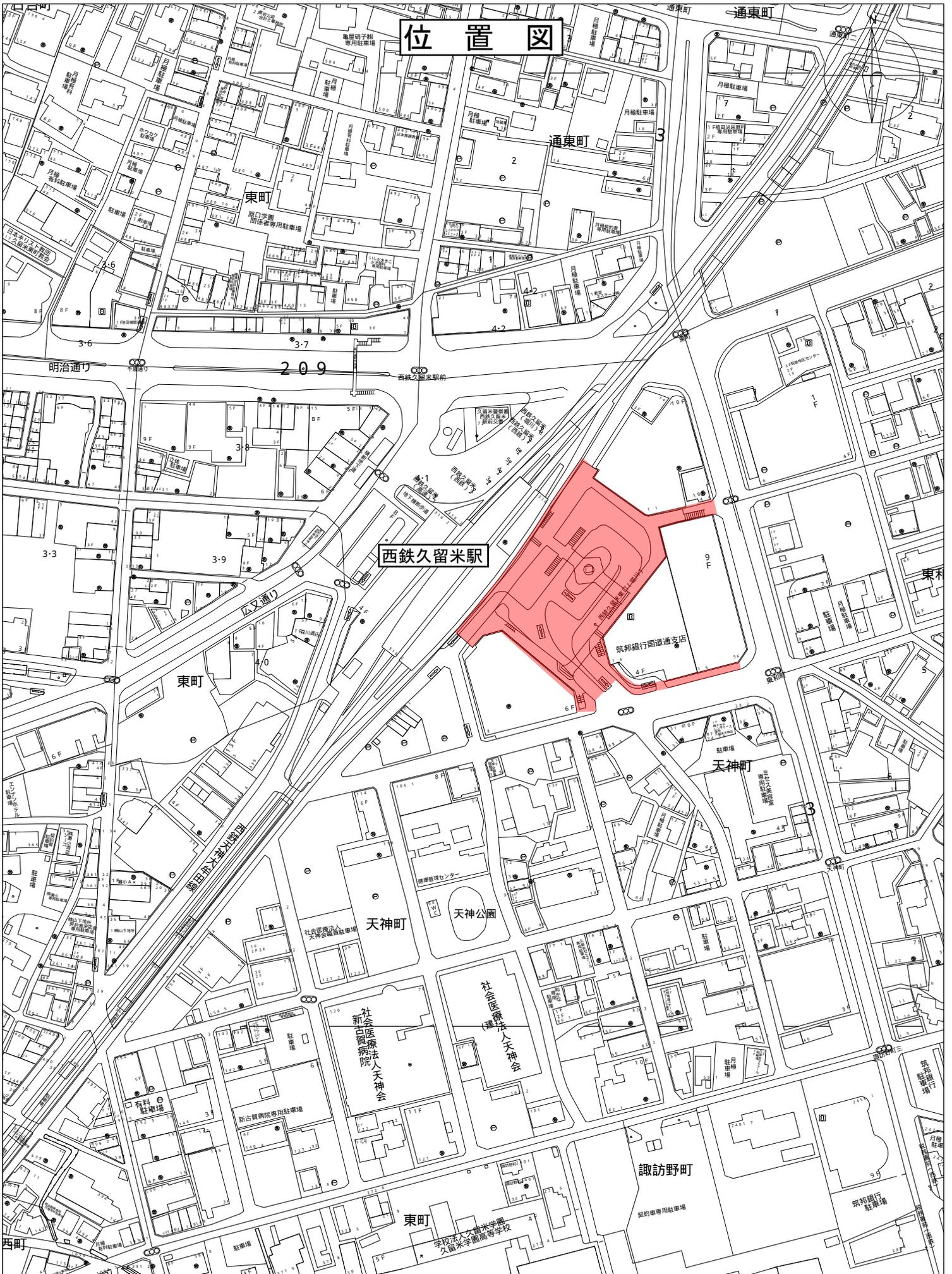
- (1) 受注者は、業務日報を作成し、毎月の業務終了後、すみやかに発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、事故が発生し又は事故発生のおそれのある時、及び清掃業務上重大な問題が生じた時は、速やかに発注者に報告するとともに発注者と協議を行い、事故発生の防止に努めること。なお、事故が発生した場合は、事態の拡大防止のための適切な措置を講じること。

## 6. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

# 位置図



西鉄久留米駅前

東町

通東町

東町

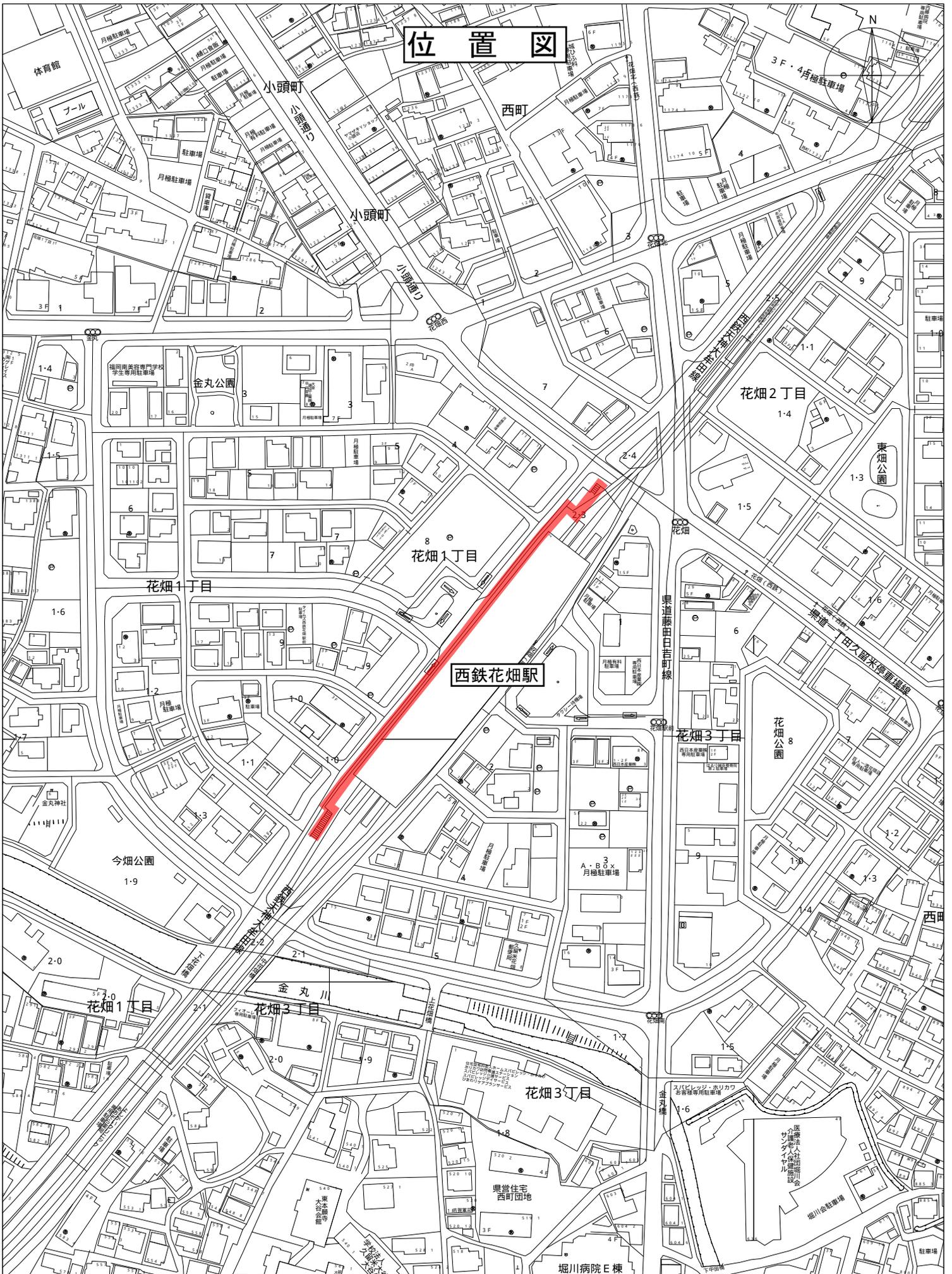
天神町

天神町

諏訪野町

東町

# 位置図



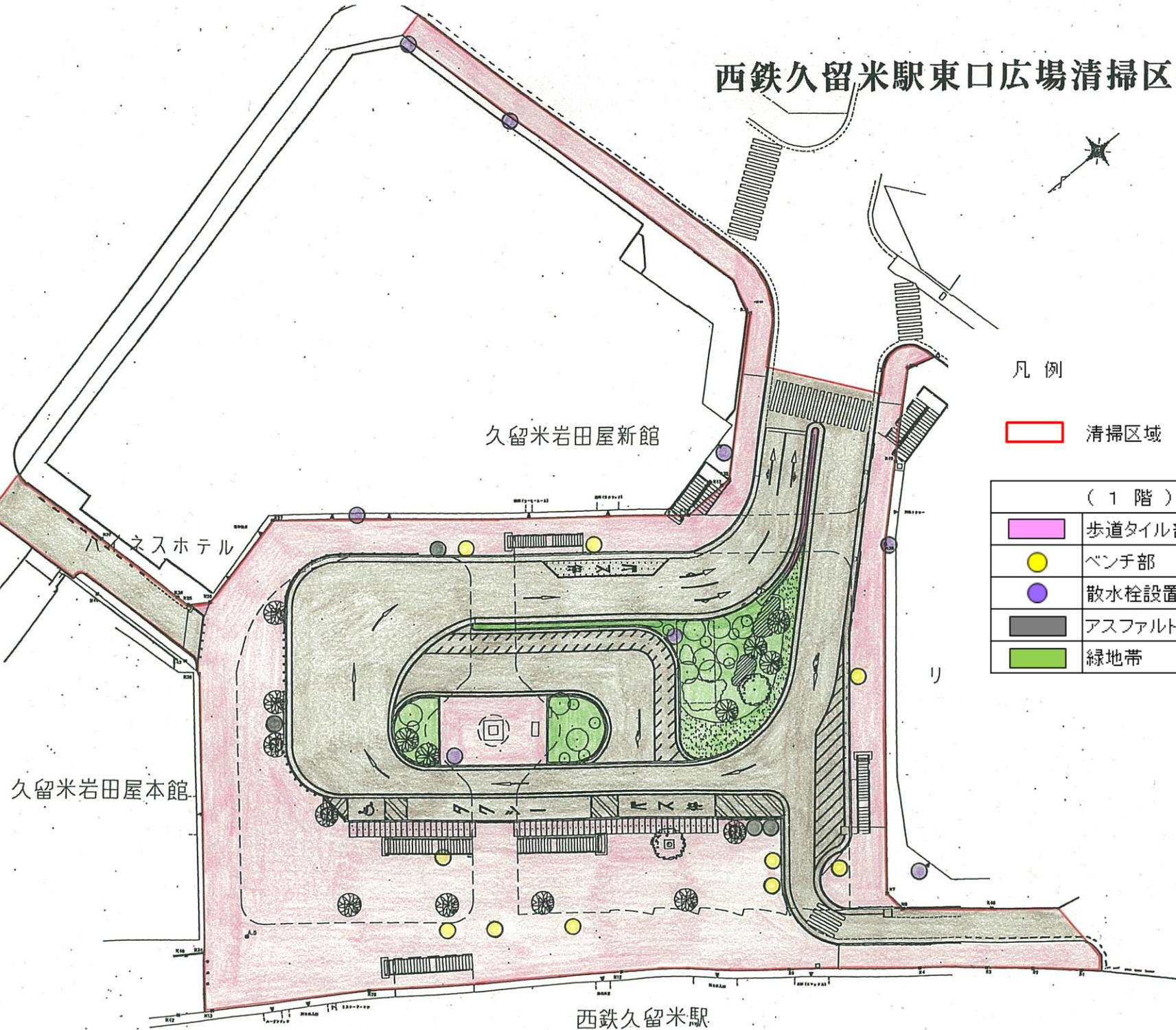
# 西鉄久留米駅東口広場清掃区域図(1階)



凡例

清掃区域

(1階)		数量
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFC0CB;"></span>	歩道タイル部	3,293㎡
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: yellow;"></span>	ベンチ部	10箇所
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: purple;"></span>	散水栓設置箇所	8箇所
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: gray;"></span>	アスファルト路面部	1,112㎡
<span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: green;"></span>	緑地帯	433㎡



西鉄久留米駅

# 西鉄久留米駅東口広場清掃区域図 (2階)

岩田屋本館

岩田屋新館

西鉄久留米駅

リバー

凡例

 清掃区域

( 2 階 )		数量
	歩道タイル部	2,423㎡
	ベンチ部	13箇所
	側溝部	25㎡
	緑地帯	46㎡

